

国保について

「国保」とは？

国民健康保険（国保）は、病気やケガをした場合に安心して病院を受診することができるよう、加入者のみなさんが保険料を出し合い、医療費の負担を支えあう助け合いの制度です。

保険料や各種給付、保健事業など、国保の制度について理解を深めていただくため、この「国保のしおり」をご活用ください。

国保に加入する方

国民健康保険（国保）には、**次の方を除き**、すべての方が必ず加入しなければなりません。

- 被用者保険（会社員、公務員、船員などのいわゆる「社会保険」と呼ばれる職場の健康保険）や国民健康保険組合などに加入している方とその扶養家族
- 生活保護を受けている方
- 後期高齢者医療制度に加入している方

健康だから保険は必要ないなどの理由で、国保に加入しないということはできません。

保険証の取り扱いについて

1. 保険証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 病院などで診療を受けようとするときは、その窓口でオンライン資格確認を受けるか、保険証を提示してください。
3. 国保の加入資格がなくなったときは、直ちに保険証を帯広市に返してください。他の健康保険の資格の取得（加入）日以降に国保の保険証を病院などで使うことはできません。もしも国保の資格喪失（脱退）後に国保の保険証を使うと、医療費の7割～8割を返還していただく場合があります。
4. 保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に保険証を添えて、帯広市にその旨を届け出てください。
5. 不正に保険証を使用した場合は、刑法の処罰を受けることがあります。

マイナンバーカードを保険証としてご利用ください

保険証は廃止されます（令和6年12月2日～）

法改正により、令和6年12月2日で保険証は廃止されます。医療機関等を受診の際は、マイナンバーカードを保険証としてご利用ください。

なお、マイナンバーカードを保険証としてご利用になるには利用登録が必要です。

利用登録はこちら↓

マイナポータル



帯広市が発行する令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、表記されている有効期限まで使用可能です。

12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」を交付するため、引き続き、医療を受けることができます。

●！注意！●

この冊子は、保険証廃止前の内容で記載されています。保険証廃止後は、「保険証」と記載された部分を、適宜、「資格確認書」などに読み替えていただくことになりますのでご注意ください。ご不明な場合は、各内容の問い合わせ先にお尋ねください。

マイナンバーカードを保険証として利用する主なメリット

- 医療機関・薬局で、限度額適用認定証等（※15ページ参照）がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
- 過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせの分量を調整してもらうこともできます。
- 紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費（10割）を20円節約できます。

詳細は厚生労働省のWebサイトから↓

マイナンバーカード 保険証利用



国保の都道府県単位化について

国保の運営

従来の国保制度は市町村単位で運営されていましたが、平成30年4月からは、都道府県と市町村がそれぞれ役割を担い、協力して運営する仕組みに変わりました。

＜制度改正の背景＞

国保は、勤務先の健康保険など他の医療保険と比べ、加入者に高齢者が多く、医療費が年々上昇しているうえ、所得水準が低いといった課題を抱えています。

これまでの市町村のような小さい単位での運営では、医療費増加のリスクを抱えるには限界があり、少子高齢化や人口減少により、地域によっては加入者が減り続けていく恐れもありました。

そのため、運営の単位を北海道全体に拡大することで、予期せぬ医療費増加等のリスクを軽減するとともに、安定的な財政運営を行っていくことができるよう制度が見直されました。

北海道と市町村の役割

北海道の役割	市町村の役割
〈財政運営の中心〉 ・市町村が北海道に納める納付金や、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ・事務の効率化、標準化、広域化を推進	〈住民の身近な窓口〉 ・保険料の決定、徴収 ・資格管理(加入、脱退の手続きなど) ・医療給付の決定、支給 ・きめ細かい保健事業

今後の対応

北海道国民健康保険運営方針（令和6年3月改定）では、令和12年度を目途に保険料水準の統一（全道どこに住んでいても同じ保険料率となること）を目指すこととされているほか、全道で減免基準や事務手続きの標準化を図ることなどが示されています。

帯広市ではこうした北海道の動きと被保険者への影響等を踏まえながら、今後の対応を検討していきます。

国保の加入・脱退の届出

届出はお早めに

健康保険の異動は、14日以内に届出してください。

届出が遅れた場合については、さかのぼって異動日の属する月からの保険料が計算されますのでご注意ください。

国保に加入するとき

- 持ち物 ⇒ 本人確認ができるもの、「加入の理由」ごとの必要書類、(代理で手続きをする場合は、代理人の本人確認ができるもの)、世帯主と対象者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード、(保険料口座振替希望の方はキャッシュカード(又は預貯金通帳と通帳届出印)※キャッシュカードは、帯広信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、ゆうちょ銀行のみ)

加入の理由	必要書類
他の市区町村から帯広市に転入	戸籍住民課に提出した住民異動届の控え
他の健康保険をやめた	健康保険資格喪失証明書 ※2 ※3
生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書※2又は各課連絡票
子供が生まれた	住民異動届の控え(9ページもご覧ください)

国保から脱退するとき

- 持ち物 ⇒ 本人確認ができるもの、国保の保険証(脱退する方全員分)、「脱退の理由」ごとの必要書類、世帯主と対象者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード

脱退の理由	必要書類
他の市区町村へ帯広市から転出	戸籍住民課に提出した住民異動届の控え※1
他の健康保険に加入した	他の健康保険の保険証又は健康保険資格取得証明書※2 ※3
生活保護を受け始めた	保護開始決定通知書※2又は各課連絡票
死亡した	保険証(10ページもご覧ください)

※1 引っ越しワンストップサービスをご利用の方は必要ありません。

※2 マイナンバー制度による情報連携に伴い、これらの書類の提出が省略できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※3 「健康保険資格喪失・取得証明書」の様式は、帯広市のホームページからダウンロードすることができます。

●!注意!●

他の健康保険の資格の取得(加入)日以降に国保の保険証を病院などで使うことはできません。もしも国保の資格喪失(脱退)後に国保の保険証を使うと、医療費の7割～8割を返還していただく場合があります。

その他の届出

- 持ち物 ⇒ 本人確認ができるもの、「届出の理由」ごとの必要書類(代理で手続きをする場合は、代理人の本人確認ができるもの)、世帯主と対象者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード

届出の理由	必要書類
氏名・住所・世帯主の変更	戸籍住民課に提出した住民異動届の控え
保険証をなくした※4	別世帯の代理の方が手続きをする場合は「委任状」※5
修学のため住所を市外に変更した	①～④のうちいずれか1つ ①在学証明書(原本)
市外の病院・施設等に入所する	②学生証 ③入学許可書 ④合格通知と入学金の領収書
性別や氏名表記の変更	入所・在所証明書など
	医師の診断書(氏名変更時)、通称名が日常的に用いられることが確認できる書類(氏名変更時)

※4 世帯主又は代理権を有する世帯主の代理人の本人確認ができた場合は、マイナンバーの記載を省略することができます。

※5 「委任状」の様式は、帯広市のホームページからダウンロードすることができます。

帯広市国保 委任状



保険証が使えないとき

次のような場合、保険証を使うことができません

- ① 病気とみなされない場合
健康診断、人間ドック、予防注射、美容整形、歯列矯正、軽度のわきがなど
- ② 労災保険が適用される場合
仕事上の病気やケガ、通勤中の事故
- ③ 国保の給付が制限される場合
自己の故意の犯罪行為による病気やケガ
- ④ その他、保険適用外の診療を受けた場合